

# 中期運営方針の検討、開始 — SSBJ

去る4月9日、SSBJは第51回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 中期運営方針の検討

(1) これまでの振り返りと現状  
サステナビリティ基準委員会

は2022年の発足後間もない時期に「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（以下、「運営方針」という）を策定、公表した。そして、今年3月に公表されたわが国最初のサステナビリティ開示基準となるSSBJ基準（サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」、サステナビリティ開示テーマ別基準1号「一般開示基準」、サステナビリティ開示テーマ別基準2号「気候関連開示基準」）の開発に取り組んできた。

今回、SSBJ基準が公表されたことを契機とし、これまでの活動を振り返るとともに、今後3年間のサステナビリティ開示基準の開発の基本的な方針、および国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する

活動を行うにあたっての基本的な方針を示すものとして、従来の運営方針を現状に合わせる形でアップデートした「中期運営方針」を策定することとした。

(2) SSBJ基準の開発に係る具体的な方針

中期運営方針の中心については、おおむね運営方針と同様であるが、運営方針との大きな差異として「SSBJ基準の開発に係る具体的な方針」が加えられている。その主な内容は、次のとおり。

- (1) 2025年3月に公表したSSBJ基準の「開発にあたっての基本的な方針」を中期運営方針にも明記
- (2) SSBJ基準の導入支援として、基準適用にあたり参考となるものを補足文書として公表する旨を明記
- (3) 今後のSSBJ基準の開発について、ISSB基準の動向にあわせて適宜対応する旨や、SSBJ基準に従った開示を行うことが著しく困難な状況が識別・提起された場合には別途の対応を図る旨、また開示実務をモニタリングする旨を明記

(4) 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」25条に定められている適用後レビューの実施時期について、原則は新規のサステナビリティ開示基準等が適用された2年後から開始することとなっているが、時期については前記の開示実務のモニタリングとあわせて検討することも考慮する旨を明記

委員からは、「SSBJ基準を適用して開示した結果、ISSB基準を適用した場合と比べて著しく開示量が増えた場合の対応はどうか」等の意見が聞かれた。

事務局からは「日本企業だけ極端に多くなっている場合には、さまざまな手段を用いてグローバルな開示のレベルと合わせることを想定している」との回答があった。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月12日(月)まで (5月10日が土曜日、 5月11日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
5月中において都道府県の 条例で定める日まで	② 自動車税・鉦区税の納付(都道府県知事)	② 賦課期日は4月1日。
6月2日(月)まで (5月31日が土曜日、 6月1日が日曜日のため)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年2月期) 2カ月延長法人(令和7年1月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑥ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6月、9月、12月期)	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ⑤、⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

# 米中関税合戦が問う中央銀行の選択

米トランプ大統領の高関税政策が、市場の不安定さを拡大させている。米国は4月9日、対中国輸入品に対して、累計104%という異例の高関税措置を発動した。これに対して中国は同日、米国からの全輸入品に50%の追加関税を課すと発表し、すでに課していた報復関税34%に上乗せして84%となる。米中は全面的な関税合戦に突入した。中国商務省は米国の関税引上げに「断固対抗する」としており、外交的対立は深刻さを増した。

背景には、米中貿易の規模があり、米国の2024年の対中国輸出額はおよそ1,636億ドル、中国の対米輸出額は5,246億ドルだった。米中2つの経済大国でこの規模の貿易量に高関税を乗せれば、経済への打撃も大きいものになる。高関税は、米国内にはインフレの火種をまき、中国をはじめとする対米輸出国にはデフレ圧力として跳ね返る。いわば典型的な近隣窮乏化政策である。

強硬策に出る中国の姿勢をみる限り、貿易摩擦が外交、さらには安全保障の次元へと波及する可能性も否定できず、単なる経済政策の話にとどまらなくなってきた。為替市場では3月に1ドル150円付近で推移していたドル円が、4月に入ると一時144円台まで円高に振れた。東京市場では、3月には3万7千円付近での動きだった日経平均株価が、4月に入って一時3万1千円を割り込み、3月中は4万2千ドル付近だったNYダウが一時3万7千ドルを割り込むなど、トランプ政権の高関税政策が悪材料となっている。市場は、この報復合戦をリスクと認識しているためだ。

金融政策にも影を落とす。米連邦準備制度理事会(FRB)によるインフレ抑制の思惑から、利下げ観測も遠のくことになり、日本も2024年3月のマイナス金利解除以降の追加利上げの道筋を見失いつつある。為替の安定、物価の抑制、そして景気の下支えの3つの政策目標を同時達成するのは困難で、中央銀行の金融政策は強く制約されつつある。

## ポジティブ・メンタルヘルズ

# 空にしてみたらいいことが起こるから

メンタルクリエイト 江口 毅

昨年大腸内視鏡検査を行う際に、初めて下剤を飲みました。相当不快で苦しい思いをしました。が、検査後やけに体が軽く、調子がよいことに気づきました。おそらく胃腸を空っぽにして、休ませてあげたからでしょう。よくよく考えれば、内臓というのは私たちが生まれてから死ぬまで365日24時間働いてくれています。ブランク企業がかわいくみえるくらいです。休まず働いてくれている内臓に心からの感謝の念を抱くとともに、気の毒になります。

空腹を紛らわすことに加えて、急な断食で体がびくつきしないようにする目的で栄養価の高い酵素ドリンクと甘酒を購入し、いよいよ断食を始めました。

先日、そんなことをふと思いつき、日々頑張ってくれている内臓を休め、体の調子を整えるために、断食することを思い立ちました。何でも横文字にしたがる昨今は、ファステイングと呼ぶらしいですが、筆者は「断食」という言葉から感じる決意や覚悟、努力という印象に好感を持っているので、あえて断食という言葉を使います。

断食を始めてみると、眠気、集中力の低下、胃のムカムカ、複数回の宿便に伴う腹痛などの症状に苦しみ、また傍で美味しそうに食事をとる家族の様子をみるのがつらかったです。仕事も1日5時間が限界でしたし、創造的な仕事はできませんでした。そもそも平日にやるものではないですね。72時間断食を目指していましたが、結局60時間で断念しました。

そんな頭のなかを空っぽにしてみることが必要ではないでしょうか。その方法は、「何もしないこと」です。具体的には、スマホやPCをみる、テレビを観る、本を読む、タバコを吸う、酒を飲む、眠る、誰かと喋る、運動をするなどの行動をすべてやめることです。つまり、「何かを為す」ということを一切しないことです。そして、呼吸だけに目を向けます。当然あれこれ考えってしまうと思いますが、その都度意識を呼吸に戻します。そうやって頭を空っぽにして完全に休ませてあげることで、自ずと心も空っぽになっていきます。そうすると、断食と同じようにさまざまな変化が訪れます。そこで起こるポジティブな変化をぜひ味わってみてください。

それでも、断食後は体重が3.5%減少してリバウンドもなく、味覚が敏感になり食事が美味しく感じるだけでなく、体が軽く感じられて調子がよいという変化がありました。やはり胃腸を休ませて空っぽにしてあげることが大事なのだあらためて思いました。しかし、あまりにつらかったので、数日間の断食はやめ、今は週に1回16時間断食を続けています。

断食を経験してみて、消化器官を空っぽにするように頭を空っぽにすることも大事なのではないかと考えました。私たちは、仕事のことでも一喜一憂し、家族や友人のことを気にかけて、お金のことを心配し、健康のことで不安になるなど日々いろいろなことで頭のなかはいっぱいです。また、ちょっとした隙間時間を得ることができても、ぼーっとすることなく、次々と提供される情報で頭のなかを埋め尽くしているのではないのでしょうか。

断食を実施するにあたっての大きな問題は、筆者が極端に空腹に弱いことです。日常生活のなかでイライラしていたときのことを思い出すと、ほとんどすべて空腹が原因でした。まるで子どもみたくで恥ずかしい限りです。そこで、

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年4月3日	スピンオフ時における新規上場日の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正	東証	投資者保護を図り、上場会社がスピンオフを活用しやすい環境を整備する観点から、スピンオフ元の会社の株式の権利落ち日から、スピンオフにより独立した会社の株式を上場可能とするため、所要の見直しを行うもの。2025年9月16日から施行され、施行日以後に新規上場を行うことが見込まれる会社から適用される。 <a href="https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html">https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html</a>
2025年4月7日	企業の競争力強化のためのダイバーシティ経営(ダイバーシティレポート)	経産省	ダイバーシティ経営の取組みをビジネス上の成果や企業価値の向上につなげるための方策等を議論し、日本企業に今後求められる経営のあり方や実践方法を整理することを目的として立ち上げた「多様性を競争力につなげる企業経営研究会」が、そこの議論を踏まえ、企業価値向上につながるダイバーシティ経営の考え方や、具体的取組みについて取りまとめたもの。 <a href="https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250407002/20250407002.html">https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250407002/20250407002.html</a>

証券

「相互関税」の強烈なインパクト

4月2日、トランプ大統領は貿易相手国に相互関税を課すと発表した。これは相手国に10%の共通関税を課したうえ、米国の貿易赤字が大きな国に対してはより高い追加関税を課すもので、一連の関税攻勢のピークをなすものと考えられる。

この結果、関税率は日本24%、EU20%となったが、中国は先に個別に課された関税に報復関税を発動して反撃したため、アメリカが反撃分をさらに上乗せした結果、累計104%の関税率となった。アジア各国は、日本よりも高い関税率となつてい

るところが多い。相互関税は株式市場の予想を上回るものであったため、世界経済への打撃が懸念され、世界同時株安が勃発した。主要国の株価指数は直前高値から約10~15%下落した。これまで第二次トランプ政権発足後も相対的に堅調であった欧州株価も約12~17%下落した。事態の震源地である米市場では主要3指数がすべて下落、ナスダックは約16%の下落となり、最大の下落率を

記録した。最も下落率が小さかったのはインド、ブラジルのBRICS2カ国で、ともに6~7%台の下落にとどまった。株式市場の展開をみてトランプ大統領は、この株価下落は転換期には避けられない、これから米国の黄金時代が来るから、今は投資するチャンスだ、と自らのSNSで発信した。

ところが、相互関税の発動予定日の4月9日、大統領は突如、相互関税のうち、追加関税分の発動を90日間停止すると発表した。日本の場合、相互関税24%のうち、共通関税10%分を除く14%分の発動が延期される。

これを受け、世界中の株式市場の株価が猛反発した。時差に従って、アメリカ、アジア、欧州の順に株価は反騰、1日で約5~10%の上昇となった。米大統領の相互関税をめぐる言動がこれだけ世界中を振り回すのである。良きにつけ、悪しきにつ

け、これがグローバル化したとされる世界経済の現実であることを、われわれは深く認識しなければならぬ。

経理用語の豆知識



使用権資産の償却

契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産(借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産)の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。

上記以外のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法のなかから企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。この場合、原則として借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする。

使用権資産は、①対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める、②対応する原資産の表示区分において使用権資産として区分する、のいずれかの方法で表示される。

連結プロセス



グループ監査人は、連結プロセスから生じるグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対応するためのリスク対応手続を立案し実施する責任を負わなければならない。具体的には、①適用される財務報告の枠組みの要求事項に従って、すべての企業および事業単位がグループ財務諸表に含まれていることを評価する、②連結のための修正および組替の適切性、網羅性および正確性を評価する、③連結プロセスにおける経営者の判断が、経営者の偏向が存在する兆候を示していないかどうかを評価する、④連結プロセスから生じる不正による重要な虚偽表示リスクに対応する、である。

サブグループの連結プロセスを含む連結プロセスに関するリスク対応手続には、①必要な仕訳が連結手続に反映されているかどうかを判断すること、②連結プロセスに対する内部統制の運用状況の有効性を評価し、何らかの内部統制が有効でないと判断された場合には適切に対応すること、がある。